

使用料適正化の必要性について

○下水道という施設が生活に必要○

家庭や工場などから排出された汚れた水进行处理し、きれいな水に戻して川や海に流す下水道は、人間が生活するうえで必ず必要となるライフラインの1つ。

○独立採算の実現○

地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算が原則とされています。（地方公営企業法第17条の2第2項）

○これから始まる施設更新のための資金確保○

施設更新を行うためには、国の補助金の活用が不可欠となります。国の補助金を活用するためには、その条件をクリアしなければなりません。そのため、令和2年7月22日付 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官通達『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項』にて示された使用料単価 150 円/ m³（3,000 円/ 20 m³ 税抜き）、経費回収率 80%以上などを意識して使用料の適正化を図ることが重要です。

○使用料の適正化を行う上で、その目標となるもの○

1. 一般会計からの赤字補填0円

(受益者負担の原則)

	赤字補填額	1世帯あたりの補填額	使用者1人あたりの補填額
R3	110,107,515円	4,285円	1,910円

2. 経費回収率100%

(独立採算の原則)

3. 20m³あたり3,000円/ 1か月(税抜き)

(「最低限行うべき経営努力」…総務省自治財政局通知)

4. 起債(借金)をしない

5. 減価償却費の一部相当額の現金を内部留保(積立て)し、将来の更新に備える